マイナンバー制度 民間事業者の場合

民間事業者も、税や社会保険の手続で従業員などのマイナンバーを取扱います

＊従業員やその扶養家族からマイナンバーの提示を受け、各種法定調書や被保険者資格取得届等にマイナンバーを記載し、行政機関等に提出します。

＊法律で定められた事務以外でマイナンバーを利用することはできません。

マイナンバーの利用・提供・収集には制限があります

＊利用範囲は、法律に規定された社会保障、税、災害対策に関する事務に限定されています。

＊提供の要求：社会保障、税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人等に対してマイナンバーの提供を求めることができます。

例えば・・・　源泉徴収票・給与支払報告書にマイナンバーを記載して提出する場合

＊特定個人情報の提供や収集の制限：法律で限定的に明記された場合を除き、提供、収集してはいけません。

自社の顧客管理等で取得することはできません。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません

＊他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。

＊マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。

事業者がマイナンバーで注意すべきポイントは、保管・廃棄・安全管理措置

＊必要がある場合だけ保管が可能

雇用契約等、継続的な関係がある場合や法令で義務付けられている場合に利用できます。

＊必要なくなったら廃棄

事務処理をする必要がなくなった場合や保存期間を経過した場合は速やかに廃棄・削除が必要です。

＊必要となる安全管理措置

マイナンバーの管理方法は、事業内容や規模（アルバイトを含めた従業員数等）に合せて検討してください。

法人に指定された１３桁の「法人番号」はどなたでも自由に利用可能です

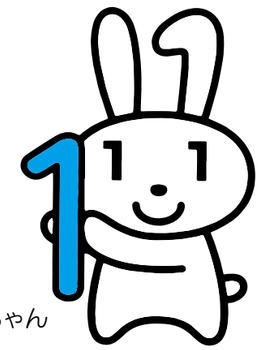

愛称：
マイナちゃん

＊株式会社等の「設立登記法人」「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に法人番号を通知します。

＊法人番号はインターネット上で公表され、データダウンロードも可能です。

問合せ　◆民間事業者・法人番号について　総務課 ☎㊥２１２

マイナンバー・法人番号の詳細はこちらから

◆内閣官房のマイナンバー（社会保障・税番号）制度ＨＰ

「マイナンバー」で検索！

（http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html）

１０月１０日 小川町合併６０周年記念式典を行いました

当町は、昭和３０年２月１１日に小川町、大河村、竹沢村、八和田村の１町３村が合併して現在の「小川町」となり、本年２月に６０周年を迎えました。これを記念して１０月１０日、多くの来賓や行政区長・各種団体の代表者等をお迎えし、リリックおがわで合併６０周年記念式典を開催しました。

式典は、おがわウィンドアンサンブルの演奏、和紙のふるさと児童合唱団による合唱（楽曲「小京都おがわ」ほか）で始まり、松本恒夫町長式辞、根岸成美小川町議会議長あいさつ、上田清司埼玉県知事をはじめとする来賓祝辞と続きました。

その後、これまで町の発展に貢献された方々１６５人を活動分野ごとに表彰するとともに、多額の寄附等をいただいた９人に感謝状を贈呈し、受賞者代表の笠原喜平前町長が謝辞を述べた後、町内中学生７人が立教大学放送研究会の協力により製作した記念ＤＶＤ「過去と未来を大切に我がふるさとに感謝」を上映し、幕を閉じました。

青石の里 下里・青山板碑製作遺跡　「小川町の中世を語る２０１５」開催しました

国指定史跡下里・青山板碑製作遺跡の歴史的・文化財的価値や小川町・比企地域の中世の歴史を知っていただくため、昨年に引続き講演会を行い、併せて展示会や遺跡見学会を兼ねたハイキングを開催しました。

１０月１８日の講演会では、東京大学名誉教授の五味文彦先生や國學院大学特任教授千々和到先生をはじめとした専門家の基調講演や報告、シンポジウムが行われ、岩手県から徳島県まで３５０人もの参加がありました。

１０月２４日のハイキングにも県内外からの参加があり、割谷地区・西坂下前Ａ地区、路傍の板碑等をめぐり秋の下里の景観を楽しみました。１４日から２５日まで町立図書館で開催された展示では、遺跡から出土した板碑未成品や加工石材、小川町の板碑や拓本等が展示され、皆さん熱心に見学していました。